

教員の勤務環境の改善・働き方改革 第三次報告書

令和7年3月

新宿区教育委員会事務局

目 次

I	第三次報告書策定の背景	1
	教員の働き方改革報告書のあらまし	
	1. 教員の働き方改革推進にあたっての基本的な考え方	2
	2. 報告書の性格と位置付け	2
II	これまでの主な取組状況	3
	教員の働き方改革（第一次・第二次報告書） 34 の施策に基づく取組の 実施状況（概要）	4
	区立小学校・中学校に携わるスタッフ	7
	区立小・中学校に携わるスタッフ一覧（令和6年度）	8
III	教員の勤務実態・環境の推移	10
IV	国及び東京都の動向	14
	1. 国の動向	14
	2. 学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく14の取組	14
	学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく14の取組(国)に対する 新宿区の取組状況	15
	3. 東京都の動向	16
V	新たな目標の設定と基本的な考え方について	17
VI	働き方改革を更に推進するための18の施策及び具体的な取組	18
	34の施策の検証・評価と18の施策との比較	20
	施策シート	22
	【資料】	
	教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチーム検討経過	40

※各種通知・マニュアル等は「第三次報告書 別冊資料編」に掲載

I 第三次報告書策定の背景

新宿区教育委員会では、「長時間勤務は教員の働く意欲を低下させ、授業の質、子どもたちの学力や生活指導などに影響を与えるおそれがある」、「長時間勤務が恒常化、構造化した教員の働き方の改革は、学校だけの問題とすることなく、教育委員会が果たすべき責務として取り組む」との基本認識に立ち、平成30年3月及び7月に「教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次・第二次報告書」を策定し、教員が健康でやりがいを持ちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、学校現場の実情に応じた34の施策に基づく具体的な取組を実施し、教員の勤務環境の改善を図ってきた。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、GIGAスクール構想が前倒しされ、学校を取り巻く環境は、大きく変化した。現在、児童・生徒に1人1台整備したタブレット端末については、学校の授業や各家庭での自宅学習への活用等、個別最適な学びや協働的な学びを通じて、子どもたちの学びの質を更に向上させることが求められている。

また、いじめや不登校の増加、ヤングケアラーや性的マイノリティ、特定分野に特異な才能のある児童・生徒等、子どもたちが抱える課題が多様化・複雑化する中、誰一人取り残さず、全ての子どもたちの可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進していくことが必要である。

これからの社会を担う子どもの学びを支える教員は公教育の要であり、教員の質が子どもたちへの教育の質に直結する。学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探求心をもって自ら学び、子ども一人ひとりの学びを最大限引き出し、子どもの主体的な学びを支援する「令和の日本型学校教育」を担う教員を育てていかなければならない。

これまでの教員の働き方改革の取組により、教員の勤務環境の改善は大きく進んでいる。一方で、区が策定した「新宿区立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に定める「1か月の時間外在校等時間45時間」を上回る教員は依然として多い実態にある。

学び続ける教員であるためには、長時間勤務を是正し、教員が心身ともに充実するとともに、研修や学ぶ時間の十分な確保によって、自らの能力・志気を高め、仕事にやりがいと誇りを持ちながら、子どもたちと生き生きと接することができる勤務環境を整備することが重要である。

新宿区教育委員会では、教員の勤務環境の改善・働き方改革をより一層進めていくため、教育委員会事務局と学校管理職で教員の働き方改革を検討するプロジェクトチームの下、第一次・第二次報告書に掲げた施策・取組を検証するとともに、国や都の動向も踏まえながら、新たな目標の設定、取組の見直し等について協議を重ね、第三次報告書として協議内容を取りまとめた。

本報告書で取りまとめた施策・取組については、実践できるものから速やかに実施するとともに、教員が安心して本務に集中できるよう教員の勤務環境の改善と働き方改革を進め、子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていけるよう全力で取り組んでいくものである。

教員の働き方改革報告書のあらまし

1. 教員の働き方改革推進にあたっての基本的な考え方

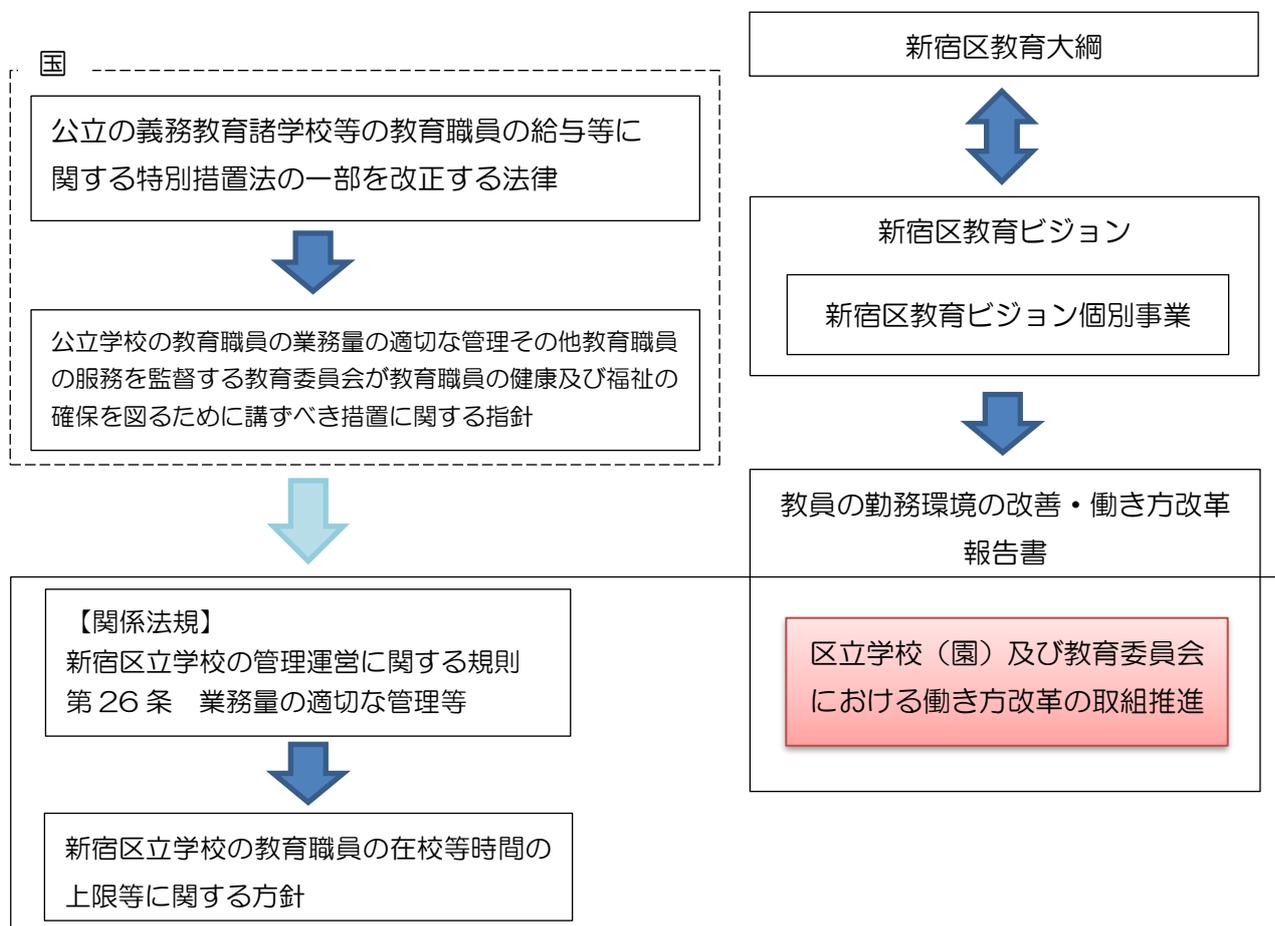
教員の長時間勤務の実態を解消することにより、教員が心身ともに充実するとともに、研修や学ぶ時間を十分に確保し、教育レベルの低下を招くことのないよう、「令和の日本型学校教育※」を担う教員として、質の高い教育活動を継続する。これにより、子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていくことを、教員の勤務環境の改善・働き方改革に向けての基本的な考え方とする。

※ 令和の日本型学校教育・・・令和3年1月中央教育審議会の答申で示された2020年代を通じて実現を目指す学校教育の姿。学習指導要領に示す持続可能な社会の創り手の育成を目指し、そのツールとしてICTを基盤としながら、全ての子どもたちの可能性を最大限引き出す、個別最適な学び、協働的な学びを実現し、日本型学校教育の発展を目指す。

2. 報告書の性格と位置付け

新宿区における教育の指針となる「新宿区教育ビジョン個別事業（令和6年度～令和9年度）」では、教員の働き方改革推進を主な課題の一つとして掲げ、「学校の教育力の向上」で学校における働き方改革の具体的な取組方針を示している。

本報告書は、教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）が中心となり教員の働き方改革を推進していくために取り組むべきことをまとめたものであり、新宿区立学校の管理運営に関する規則第26条第3項に基づき、教育職員等の業務量の適切な管理その他教育職員等の健康および福祉の確保を図るために必要な事項を定めるための取組として位置付ける。



Ⅱ これまでの主な取組状況

新宿区教育委員会では、平成 29 年度に実施した調査で明らかになった教員の「過労死ライン」相当の勤務状況の解消を目指し、「一週間の実働勤務時間が 60 時間を超える教員をゼロにする」(※) という当面の目標を掲げ、「勤務環境の改善に向けた具体的な取組」「教員の意識改革」「取組の実効性を担保するしくみづくり」の 3 つの視点で対策を講じてきた。

目標達成に向けては、平成 29 年度から教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチーム会議を毎年度開催し、情報共有を図りながら、教員が健康でやりがいを持ちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、学校現場の実情に応じた具体的な 34 の施策に基づく具体的な取組を実施してきた。

※ (60 時間 - 38 時間 45 分) × 4 週 = 85 時間となる。超過勤務時間が過労死ラインと呼ばれる月 80 時間を超えることになるため、週 60 時間時間と設定

平成 30 年度～令和 6 年度までの主な取組内容



留守番電話の導入



部活動指導員の民間委託



副校長及び教員を補佐する事務スタッフを配置



タイムカードの導入



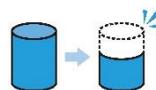
職務内容の整理及び事務処理・予算の可視化



ICTを活用した教材・研究資料等の共有



定時退庁日の設定
長期休業中の一斉休暇



会議・調査等の精選

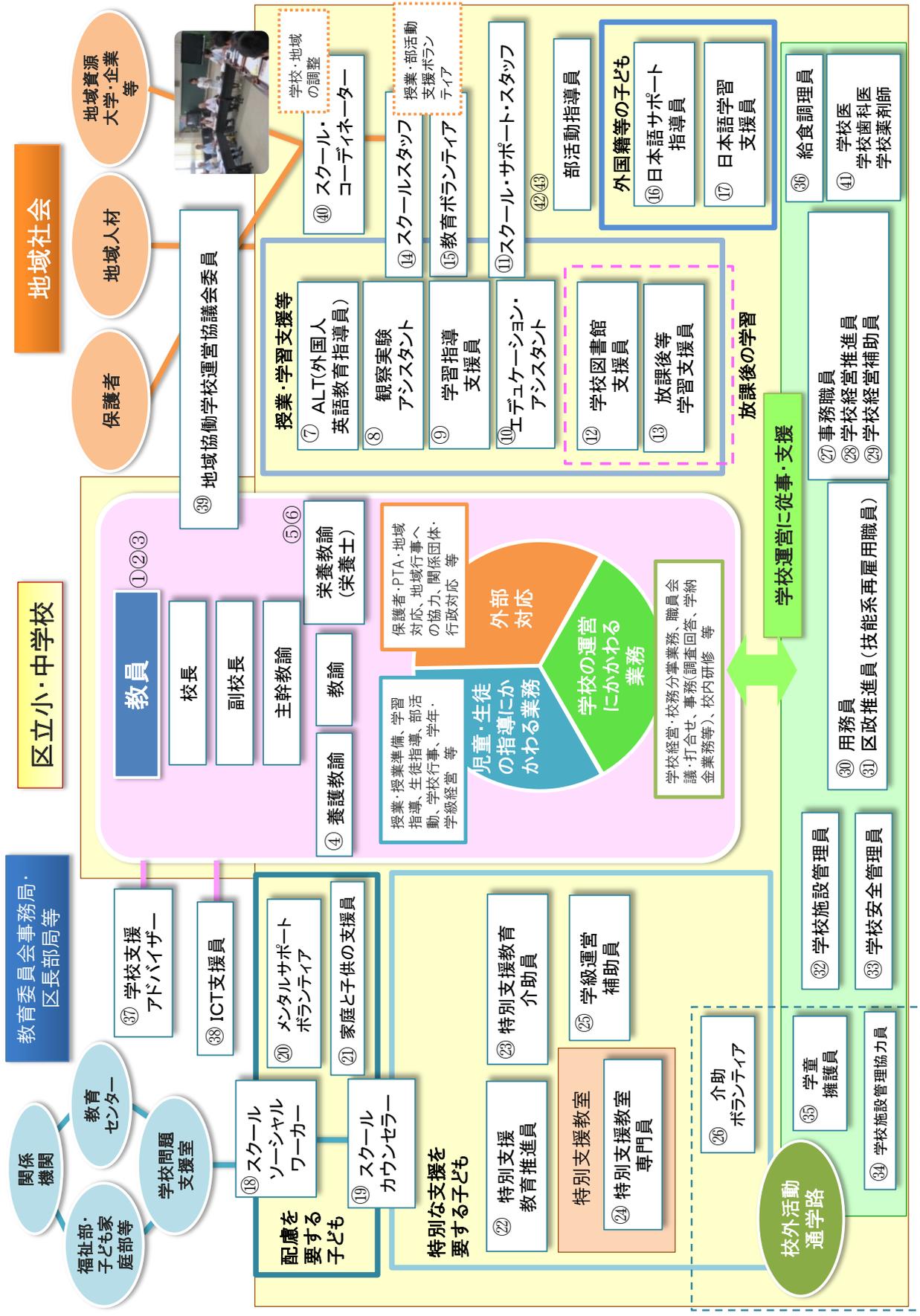
教員の働き方改革（第一次・第二次報告書） 34 の施策に基づく取組の実施状況（概要）

No.	具体的な取組	取組の実施状況
1	教員業務と学校配置職員の事務分掌の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における標準的な職務内容を令和元年度に作成し、学校事務処理マニュアルを随時更新の上、周知を実施 ・全校に副校長補佐を担う学校経営推進員・学校経営補助員を令和2年度より配置（40名） ・全校に教員業務を支援するスクール・サポート・スタッフ（40名）、全小学校低学年に副担任相当の職を担うエデュケーション・アシスタント（33名）を令和6年度より配置
2	専門スタッフの一層の活用と関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーが年間3回、全区立小中学校を訪問し、福祉関係機関との連携を実施。
3	地域協働学校や学校支援ボランティアの活用など地域による学校の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働学校運営協議会による学校支援活動の取組について、学校が積極的に地域に活用事例を情報発信し、声かけや始業前の朝運動等を実施。 ・地域協働学校活用事例集を令和元年度に作成
4	学校の法律相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・簡潔な手続きにより学校がスクールロイヤーと法律相談をしやすい制度を平成30年度に構築し、運用を継続 令和元年度7件 → 令和5年度20件
5	部活動の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動ガイドラインを策定したほか、令和5年度より民間提案制度を活用の上、専門的な指導が可能な委託による外部指導員を配置（令和6年度：60部活動） ・地域部活動については部会で検討中。 <p>【部活動民間委託 令和6年度アンケート結果】</p> <p>部活動の質・参加意欲向上（児童・生徒） 94%</p> <p>校務に充てる時間増、部活動負担の減少（教員）87%</p>
6	留守番電話の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・全校（園）に留守番電話を平成30年度から導入し、留守番電話の運用ルールを作成のうえ、緊急事案以外の時間外対応を留守番電話で行うことで、授業準備に集中できる環境を確保 ※ 自動音声メッセージ、録音機能なし、緊急時の連絡先については代表電話を案内（校長には公用携帯を貸与）
7	タイムレコーダーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校（園）にタイムレコーダーを平成30年度から導入し、教員の勤務実態を把握するとともに、特定の教員が長時間勤務となっている場合は、学校訪問等の機会を通じて、データを活用しながら改善を指導。
8	校務支援システムによる効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会やICT支援員の助言により、校務支援システムを活用した業務の効率化を推進。ICT支援員は令和4年度から小・中学校ともに月4回の巡回とし、学校滞在時間を3時間から8時間に拡充して対応。

9	ICTを活用した教材の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用し、教材や研究資料等を教育用ネットワークで共有しているほか、ポータルサイト（しんじゅくギガポ）で区内教員の授業改善における好事例を共有。
10	調査等の精選	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会事務局各課が実施する調査項目の簡素化や削減を図っているほか、年間予定を可視化。 (調査・アンケート数) 平成30年度 121 → 令和6年度 109
11	会議等の精選	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会事務局各課の会議を精選の上、GIGA端末を活用したオンライン会議への移行を推進。 (オンライン会議) 平成30年度 0会議 → 令和6年度 18会議
12	研修の実施内容・方法の精査	<ul style="list-style-type: none"> 内容や目的に応じて、集合研修やオンライン等、実施方法の工夫や時間の精査、資料を共有化。
13	校内における配布物の省力化	<ul style="list-style-type: none"> 学校を通じた保護者へのリーフレット等の配布については、各学校各学年各クラスごとに仕分けした上で配布するルールを作成し、教育委員会事務局へ毎年度周知
14	会計事務処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 学校事務処理マニュアル作成のほか、学校配当予算一覧及び各課内示予算一覧を各学校（園）に毎年度提供。
15	新学習指導要領や新たな教育課題に対応した体制の段階的な整備	<ul style="list-style-type: none"> デジタル教材を全校に導入したほか、全学年にALTを配置し英語力向上と教員の負担軽減を図っている。 特別支援教育推進員を適切に配置し、就学支援シートを活用した学校生活の支援を進めている。
16	学校徴収金事務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 全校でゆうちょ銀行のシステムを利用した学校徴収金の集金方法の口座引き落としへの移行手続きが完了。 特に負担であった学校給食費の徴収業務は、区立学校の給食費無償化により教員の負担を大幅に軽減
17	定時退庁日の設定	<ul style="list-style-type: none"> 原則、月に1日以上（年間12日以上）の定時退庁日を設け、各校で取組が定着。（各校で実施可能な日を検討）
18	長期休業中の一斉休暇取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、8月山の日週の週に長期休暇一斉取得期間を設定し、休暇取得の意識を定着させるほか、学校・区HPへの掲載、交換便の停止等、取組が定着。（休暇取得促進期間中は、平成30年度以降、95%以上の教員が休暇を取得）
19	休憩時間の確実な取得	<ul style="list-style-type: none"> 各校園長の自己申告ヒアリングの際に、休憩時間の着実な取得と環境づくりを依頼し、各校毎に状況に応じた休憩時間の割振りが設定され、取組が定着。
20	スマートワーキング・リーダー宣言	<ul style="list-style-type: none"> 各学校（園）で管理職によるスマートワーキング・リーダー宣言の取組と意識が定着。
21	管理職の組織管理、健康安全管理等マネジメント研修	<ul style="list-style-type: none"> 校園長・副校園長研修会を実施しているほか、研修でアンケートを実施し、経営課題やニーズを把握。

22	教員の研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスや時間の有効活用等、教員の働き方に係る職層研修を実施。 若手教員育成研修会で学校支援アドバイザーの訪問によるストレス把握及び助言、メンタルヘルス研修等を実施。
23	教育管理職（校長・副校長）の年休取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> 年休の取得目標及び夏季休業中の休暇取得促進期間の設定について通知し、各校で取組が定着
24	在校時間の上限の設定	<ul style="list-style-type: none"> 在校等時間の上限等に関する方針を令和2年4月に策定し、タイムレコーダーで教員の勤務時間を把握。 ①1か月の合計時間 月 45時間 ②1年間の合計時間 年 360時間
25	学校事務の可視化・顕在化による業務の安定履行と事後チェックの徹底	<ul style="list-style-type: none"> 学校配当予算を可視化し、学校事務処理マニュアル作成の上、各校園を訪問し、事務処理状況の確認・指導を実施。
26	保護者等に対する周知・啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 教育だよりやHP、その他複数の機会を通じて、教員の働き方改革の取組を保護者等に周知。
27	校園長が経営責任者として業務改善に取り組むしくみの導入	<ul style="list-style-type: none"> 校園長の自己申告を通して、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組について依頼・確認。
28	副校園長の業務改善・工夫を進めるしくみの導入	<ul style="list-style-type: none"> 副校園長の自己申告を通して、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組について依頼・確認。
29	学校評価の活用	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価において、教員の勤務環境の改善につながる評価指標（職務の効率化）を設定し、検証を実施。 職務の効率化の設問は、令和5年度現在、令和2年度調査から小学校で約6%、中学校で20%上昇
30	教職員定数の改善の要請	<ul style="list-style-type: none"> 特別区教育長会を通じて35人以下学級について要請。小学校は法改正済のため、中学校の動向を注視
31	産育休代替等教員の任用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 東京都に任用可能な教員リストの早期取得を要請しているほか、区HPでも募集を実施し、学校へ情報提供
32	校外学習や園外保育の引率等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時における対応等の課題、引率のあり方について検討し、学校毎に一律の条件を設定しない方向性で整理。
33	幼稚園のパソコン設置台数等のイントラ環境等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 園務の効率化に向け、情報システム課と協議し、イントラパソコンを各区立幼稚園に令和4年度に1台ずつ増設。
34	各種団体等からのコンクール出展依頼等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる団体からの作品募集やコンクールの周知を行い、学校配布のチラシ等を予め精選して対応。
その他の施策・取組		
1	一年単位の変形労働時間制の検討	<ul style="list-style-type: none"> 東京都及び特別区の動きに注視中。（制度導入の前提となる都の条例改正に動きなし）

区立小学校・中学校に携わるスタッフ



区立小・中学校に携わるスタッフ一覧(令和6年4月1日現在)

カテゴリ	教員等						授業・学習支援等				
	No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
名称	教員 (再任用教職員・期限付任用教員含む)	日勤講師 (非常勤教員)	時間講師 (都費講師)	養護教諭	栄養教諭	栄養士	ALT (外国人英語教育指導員)	観察実験 アシスタント	学習指導支援 員 (区費講師)	エデュケーショ ン・アシスタント	スクール・サ ポート・スタッフ
区分	正規(都)	会計年度任用職員(都)	会計年度任用職員(都)	正規(都)	正規(都)	正規(都) 会計年度任用職員(区)	委託	外部講師	会計年度任用職員(区)	会計年度任用職員(区)	会計年度任用職員(区)
配置の考え方・基準・人数等	—	—	—	各校1名	—	(正規) 2校に1名(20名) (会計年度) 栄養教諭・正規 栄養士が未配置 の学校に各校1 名	各校1~2名	希望する小学校 8校	各校1~2名	小学校全校に各 1名配置(大規模 校は2名配置)	各校1名
任用形態	週5日 38時間45分	月16日	週1~5日	週5日 38時間45分	週5日 38時間45分	(正規) 週5日 38時間45分 (会計年度) 週5日 32時間30分	1日6時間まで	午前中4時間 年24回	週5日 30時間	週5日 30時間	週4~5日 20時間
業務内容	学校職員のうち、 直接教育に従事 する職員。 (再任用教職員、期 限付任用教職員、 産休代替教職員、 育休代替教職員含 む)	教員に準ずる職 務	教員に準ずる職 務。少人数指導 授業や臨時的欠 員補充などを行 う。時間単位での 働き方	児童・生徒の保 健管理と指導を 担当する	給食管理、食に 関する指導、食 育リーダーへの 支援を行い食育 の推進にあたる	区立学校の学校 給食における、栄 養管理、衛生管 理、献立作成等 を行う。学校給食 の食事内容及び 児童・生徒の食 生活の改善を図 る。	外国語(英語)活 動に、「ネイティ ブスピーカー」に よる英語に触れ る機会や文化の 交流等国際理解 を深める機会を 増やす。	小学校教員の理 科教育の資質向 上のため、学校 の要請により理 科授業の改善指 導、観察・実験等 の授業支援を行 う	学校運営の様々 な課題への対応 を支援するため、 少人数指導、 チームティーチ ングの実施や運 携教育の推進な ど、各校の実情に 応じた指導を行 う。	小学校1年生~3 年生の副担任相 当の業務(学習、 生活指導の補助 等)を行う。	授業準備の補助 や資料準備等、 教員の業務支援 を行う。
対象	児童・生徒	児童・生徒	児童・生徒	児童・生徒	児童・生徒	児童・生徒	児童・生徒	児童	児童・生徒	教員・児童	教員
配属先	各学校	各学校	各学校	各学校	各学校	各学校	各学校	—	各学校	各学校	各学校
担当係	教育指導課 教職員係	教育指導課 教職員係	教育指導課 教職員係	教育指導課 教職員係	教育指導課 教職員係	教育指導課 教職員係 学校運営課 保健給食係	教育支援課 教育活動支援係	教育センター	教育指導課 教職員係	教育指導課 教職員係	教育指導課 教職員係
小学校(人)	584	7	60	29	2	28	—	8	42	32	29
中学校(人)	198	12	36	10	0	10	—	0	14	0	10
新宿養護(人)	34	1	9	1	0	1	—	0	2	0	1
合計	816	20	105	40	2	39	—	8	58	32	40

※年間任用のみ

※学校数

カテゴリ	配慮を要する子ども、特別な支援を要する子ども				学校運営に従事・支援							
	No.	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
名称	特別支援 教育介助員	特別支援 教室専門員	学級運営 補助員	介助 ボランティア	事務職員	学校経営 推進員	学校経営 補助員	用務員	区政推進員(技 能系再雇用職 員)	学校施設 管理員	学校安全 管理員	
区分	会計年度任用職員(区)	会計年度任用職員(都)	派遣職員	ボランティア	正規・再任用フル(都) 正規・再任用フル(区)	会計年度任用職員(区)	派遣職員	正規・再任用(フル・短)・委託	再雇用	委託	委託	
配置の考え方・基準・人数等	肢体不自由児、 特別支援学級に 在籍する児童・ 生徒の実態によ り、予算内示額 の範囲内で採用	各校1名	次長決定した範 囲内	—	各校1~2名	小学校全校 に各1名配置	中学校全校に各 1名配置	各校2~4名 (委託校は最低2 ポスト)	各校1名	各校1ポスト	各校1ポスト(花 園小のみ2ポス ト)	
任用形態	週5日 30時間	月16日	次長決定の日数 の範囲内	必要に応じて各 校に配置	(正規) 週5日 38時間45分	週5日 6時間	週5日4時間	(正規) 週5日 38時間45分	週4日 38時間30分	週0~7日 学校開放等によ り必要な時間配 置	週5日 40時間	
業務内容	小・中学校通常 の学級に在籍す る肢体不自由児 及び特別支援学 級に在籍する児 童・生徒に対し 、学校生活にお ける生活面及び 学習面での介助 を行う。	校内における連 絡・調整や巡回 指導員との連絡 調整など、特別 支援教室の円滑な 運営に必要な業 務を行う。	通常学級に在籍 する児童及び生 徒の生活支援及 び安全確保に関 する職務(学習支 援に係るものを 除く)に従事す る。	心身障害等のた め特別な配慮を 必要とする児童 ・生徒が宿泊行事 等に参加する場合 、安全確保を 目的に必要な支 援を行う。	学校全般の庶務 (教職員の給与・ 旅費の計算や申 請、物品・施設の 管理、物品や修 理の契約行為、 各種金銭の管理 、予算申請と執 行等)に携わる。	副校長・教員の 事務(私費会計 事務、環境マネ ジメント事務、職 員の文書事務、 教職員の出勤 簿・休職簿等の 管理、その他副 校長の指示する 事務等)を補助す る。	副校長、及び事 務職員の業務 (来客・電話対 応、関係書類 整理、電子メー ル・郵便物の管 理、振り分け・送 付、物品管理、給 与・旅費支給事 務補助等)を補助 する。	学校教育法施行 規則に基づき学 校の環境の整備 その他の用務に 従事する。	学校教育法施行 規則に基づき学 校の環境の整備 その他の用務に 従事する。	学校施設開放時 の受付業務、使 用教室、職員室 等の戸締り等 を行う。	児童・生徒の安 全確保を図るた め、学校敷地・周 辺の点検、受付 業務、防犯カメラ の映像確認等 を行う。	
対象	肢体不自由児等及 び特別支援学級 児童・生徒	教員	—	児童・生徒	—	—	—	—	—	—	—	
配属先	各学校	各学校	各学校	—	各学校	各学校	各学校	各学校	各学校	各学校	各学校	
担当係	教育支援課 特別支援教育係	教育指導課 教職員係	学校運営課 学校運営支援係	教育支援課 特別支援教育係	教育指導課 教職員係 教育調整課 管理係	教育指導課 教職員係	教育指導課 教職員係	教育調整課 管理係	教育調整課 管理係	教育調整課 企画調整係	教育調整課 企画調整係	
小学校(人)	18	29	—	37	29	29	0	21(55)	4	29	30	
中学校(人)	5	10	—	44	20	0	10	11(12)	2	10	10	
新宿養護(人)	0	0	—	12	2	0	1	2	0	1	0	
合計	23	39	—	93	51	29	11	34(67)	6	40	40	

※ポスト数

※()内は委託の
最低ポスト数

※ポスト数

※ポスト数

授業・学習支援等				外国籍等の子ども		配慮を要する子ども、特別な支援を要する子ども				
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
学校図書館支援員	放課後等学習支援員(スクールスタッフ)	スクールスタッフ	教育ボランティア	日本語サポート指導員	日本語学習支援員	スクールソーシャルワーカー	スクールカウンセラー	メンタルサポートボランティア	家庭と子供の支援員	特別支援教育推進員
委託	ボランティア	ボランティア	ボランティア	委託	委託	会計年度任用職員(区)	会計年度任用職員(都・区)	ボランティア	ボランティア	会計年度任用職員(区)
各校1名	予算内示額の範囲内で学校が採用	予算内示額の範囲内で学校が採用	—	—	—	3名が学校を随時支援	都年間38日/全校区18人(週1~2日/校)	—	予算の範囲内で、児童・生徒の問題行動等が多く、児童・生徒及び保護者に対する支援の必要性が高い学校に配置	要綱に基づき配置
週2日 7時間	—	—	必要に応じて各校に派遣	必要に応じて各校に派遣	必要に応じて各校に派遣	月16日 1日7時間	都:1日7.45区:月16日1日6時間	必要に応じて各校に派遣	予算内示額の範囲で1日原則6時間以内	週5日 30時間
司書等の資格を有しており、週2回程度学校に常駐し学校図書館支援を行う。	学校と連携をとりながら、児童・生徒の学習状況に応じた個別指導を行う。教員免許状を有する者で校長又は教員の指示に基づき補習の指導を行う。	地域の教員免許取得者等教育関係有資格者で学校長の管理下で教育ボランティア活動(図書館、部活動指導、等)に従事する。	協定を結んでいる大学の教職課程を履修している学生で、教科等学習指導補助、コンピュータ操作のテクニカルサポート、部活動指導者補助のほかに対応を要する児童・生徒への支援を行う。	外国等から編(転)入学した児童・生徒を対象に、日本語の初期指導及び日本の学校生活への円滑な適応を支援する。	外国等から編(転)入学した児童・生徒を対象に、日本語による教科指導及びこれに必要な日本語学習の指導を実施し、確かな学力の定着を支援する。	各学校の定期的な訪問による対応相談や不登校の対応相談、サポートチーム会議等での関係機関との連絡調整を行う。	東京都教育委員会または新宿区教育委員会から派遣され、児童・生徒や保護者とのカウンセリング、教師への助言、専門機関との連携などを行う。	日白大学で心理カウンセリング学科を履修している学生で、児童・生徒へのメンタルサポート、教科等学習指導補助のほかに対応を要する児童・生徒への支援を行う。	児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的な取組及び家庭(子育て等)に関する不安を抱える保護者に対する相談等を行う。	小・中学校に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対する教員の指導の補助やその他の必要な支援を行う。
児童・生徒 各学校	児童・生徒 各学校	児童・生徒 各学校	児童・生徒 —	児童・生徒 各学校	児童・生徒 各学校	教職員 教育指導課	児童・生徒・保護者 教育支援課	児童・生徒 —	児童・生徒・保護者 各学校	児童・生徒 各学校
教育支援課 教育活動支援係	教育支援課 教育活動支援係	教育支援課 教育活動支援係	教育支援課 教育活動支援係	教育センター	教育センター	教育指導課 教職員係	教育センター	教育支援課 教育活動支援係	教育指導課 教職員係	教育支援課 特別支援教育係
29	—	—	—	—	—	—	—	—	14	69
10	—	—	—	—	—	—	—	—	8	16
0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
39	—	—	—	—	—	3	20	—	22	85

※延べ人数

※区費のみの数

学校運営に従事・支援			その他、教育活動、学校経営支援							
34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
学校施設管理協力員	学童擁護員	給食調理員	学校支援アドバイザー	ICT支援員	地域協働学校運営協議会委員	スクール・コーディネーター	学校医・学校歯科医・学校薬剤師	部活動指導員	部活動指導員	
ボランティア	委託	委託	会計年度任用職員(区)	委託	非常勤(区)	非常勤(区)	非常勤(区)	会計年度任用職員(区)	委託	
各校2名	各校2~5名	各校4~9名	7名(教育指導課配属)を必要に応じて各校に派遣	12名(うちヘルプデスク2名)	小学校10名まで、中学校15名まで	各校1名	各校に学校医3名、学校歯科医1名、学校薬剤師1名 学校医(精神科)を小学校全校に1名、中学校全校に1名配置	部活動指導員3名	コーチ60名	
—	1日4時間以内	業務委託	週4日 30時間	月4回程度各校を訪問	—	—	学校医等の業務を実施	部活動指導員(週30時間・週4日)	週1~5日	
地震、水害、大規模火災等の発生または発生が予想されるときに、学校へ急行し、解錠・機械警備の解除を行う。	学校長の指定した箇所において、交通信号機又は交通状況等を判断して、児童の道路横断時について声かけ・見守りを行う。	学校給食法に基づき学校給食の調理業務に従事する。	各学校へ派遣し、授業観察や個別指導を通して若手教員の指導・育成を図るとともに、管理職や主幹教諭等のミルリーダーへの助言を行う	月4回程度各校を定期的訪問しICT支援(学校情報ネットワークの運用支援、ICT機器操作支援及び授業支援等)を行う。ICT支援員とは別に教育センターにヘルプデスクを配置しており、電話対応によるICT支援を行う。	地域協働学校運営協議会の構成員として、学校運営に関する事項について協議し校長等に意見を述べるとともに、学校の運営状況について評価を行うほか、支援部のメンバーとして地域住民の参画を具体的に進めるために、学校支援活動と連携を図る。	学校と地域社会と家庭との連携を図り、学校の求めに応じて「総合的な学習の時間」の講師として地域の方を紹介するなど、子どもたちの学習活動や体験活動を充実させ、地域に開かれた学校づくりを支援する。	児童・生徒の保健管理に関する専門的事項に、技術及び指導に従事する。	学校の需要に基づき、部活動の指導・安全管理・大会の遠征の引率等を行い、顧問教員の負担軽減を推進するとともに、より質の高い部活動の充実を図る。	学校の需要に基づき、部活動の指導・安全管理・大会の遠征の引率等を行い、顧問教員の負担軽減を推進するとともに、より質の高い部活動の充実を図る。	
—	—	—	教員	教職員、児童・生徒	—	教職員	—	児童・生徒・教職員	児童・生徒・教職員	
—	各学校	各学校	教育指導課	—	—	各学校	—	各学校・教育支援課	各学校	
教育調整課 企画調整係	教育調整課 企画調整係	学校運営課 保健給食係	教育指導課 教職員係	教育指導課 学校ICT推進係	教育支援課 地域連携・家庭教育推進係	教育支援課 地域連携	学校運営課 保健給食係	教育支援課 教育活動支援係	教育支援課 教育活動支援係	
58	79	194	—	—	290	29	146	1	15	
20	0	63	—	—	150	10	51	2	46	
0	0	6	—	—	0	0	5	0	0	
78	79	263	7	12	440	39	202	3	61	

※ポスト数

※ポスト数

※ポスト数

※小学校・特別支援学校も可

※小学校・特別支援学校も可

Ⅲ 教員の勤務実態・環境の推移

新宿区では、区立小・中学校、特別支援学校及び幼稚園における教員の実働勤務時間を客観的に把握することを目的に平成 30 年 9 月からタイムレコーダーを導入し、毎月の報告に基づき、校種別や職層毎にデータを集計している。

教員の働き方改革を推進した結果、「過労死ライン」相当の 1 週間あたりの実働勤務時間が 60 時間（時間外月 80 時間相当）を超える管理職を含めた教員の人数は、区立学校・幼稚園で減少傾向が続き、タイムレコーダーを導入した平成 30 年度（9 月から 3 月）では、1 か月あたりの平均約 44 名（5.4%）だったものが、令和 5 年度では約 6 名（0.7%）となり、**ほぼ全ての教員が当面の目標を達成**している。

また、令和 4 年 8 月には全校一斉に当面の目標を達成し、令和 5 年 8 月も引き続き達成するなど、区立学校・幼稚園における働き方改革の取組が、着実に成果を上げている。

一方、国の指針に基づき、令和 2 年度に策定した新宿区立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針では、1 週間あたりの実働勤務時間 50 時間（時間外月 45 時間相当）を上限時間の原則として定めている。これを超える教員については、平成 30 年度 1 か月あたりの平均約 286 名（35.1%）だったものが、令和 5 年度では約 173 名（19.6%）と改善傾向は続いているが、人数・割合ともに高い数値となっており、教員の働き方改革を更に進めていく必要がある。

①1 週間あたりの実働勤務時間が 60 時間を超えた教員の延人数・割合

職層	H30※	R1	R2	R3	R4	R5
校長	12 人 (4.2%)	4 人 (0.8%)	0 人 (0%)	3 人 (0.6%)	1 人 (0.2%)	1 人 (0.2%)
副校長	69 人 (22.7%)	52 人 (9.9%)	26 人 (4.9%)	29 人 (5.5%)	17 人 (3.2%)	12 人 (2.3%)
一般	227 人 (4.4%)	219 人 (2.4%)	134 人 (1.4%)	114 人 (1.2%)	63 人 (0.7%)	62 人 (0.6%)
合計	308 人 (5.4%)	275 人 (2.7%)	160 人 (1.6%)	146 人 (1.4%)	81 人 (0.8%)	75 人 (0.7%)

※平成 30 年度は 9 月～3 月分の集計

校種	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	174 人 (4.5%)	151 人 (2.2%)	131 人 (1.9%)	97 人 (1.4%)	50 人 (0.7%)	33 人 (0.5%)
中学校	122 人 (9.0%)	120 人 (5.0%)	28 人 (1.1%)	49 人 (2.1%)	30 人 (1.2%)	41 人 (1.6%)
特別支援学校	0 人 (0.0%)	1 人 (0.2%)	1 人 (0.2%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
幼稚園	12 人 (2.0%)	3 人 (0.5%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	1 人 (0.2%)	1 人 (0.2%)
合計	308 人 (5.4%)	275 人 (2.7%)	160 人 (1.6%)	146 人 (1.4%)	81 人 (0.8%)	75 人 (0.7%)

②1 週間あたりの実働勤務時間が50時間を超えた教員の延人数・割合

職層	H30※	R1	R2	R3	R4	R5
校長	83人 (29.0%)	110人 (22.4%)	61人 (12.4%)	95人 (19.4%)	82人 (16.7%)	60人 (12.2%)
副校長	218人 (71.7%)	308人 (58.9%)	249人 (47.2%)	253人 (47.9%)	191人 (36.2%)	171人 (33.1%)
一般	1,705人 (33.2%)	2,353人 (25.9%)	1,798人 (19.4%)	2,464人 (26.5%)	2,212人 (23.6%)	1,847人 (19.3%)
合計	2,006人 (35.1%)	2,771人 (27.4%)	2,108人 (20.5%)	2,812人 (27.2%)	2,485人 (23.9%)	2,078人 (19.6%)

※平成30年度は9月～3月分の集計

校種	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	1,358人 (35.5%)	1,840人 (27.2%)	1,578人 (23.2%)	2,064人 (29.5%)	1,787人 (25.7%)	1,428人 (20.2%)
中学校	539人 (39.6%)	763人 (32.0%)	401人 (16.1%)	564人 (23.7%)	530人 (21.8%)	557人 (22.3%)
特別支援学校	10人 (4.2%)	35人 (8.4%)	25人 (6.1%)	28人 (8.3%)	42人 (11.5%)	28人 (6.7%)
幼稚園	99人 (33.8%)	133人 (24.1%)	104人 (17.4%)	156人 (25.2%)	126人 (19.6%)	65人 (10.4%)
合計	2,006人 (35.1%)	2,771人 (27.4%)	2,108人 (20.5%)	2,812人 (27.2%)	2,485人 (23.9%)	2,078人 (19.6%)

【現状分析】

- ・ 職層別の実働勤務時間数では、副校長が最も高かったものの、副校長を補佐する職員を令和2年度から配置したことにより、勤務環境の改善が進んでいる。
- ・ 小学校は、学級担任を務める一人の教員が担当する授業時数が多い傾向にあるほか、児童在校中は校務分掌業務や授業準備を行う時間の確保が難しい状況にある。中学校は、教科担任制であり、教科により担当する授業時数は異なるが、生徒指導や進路指導に関する業務負担のほか、部活動に関わる時間があり、授業準備等の時間の確保が難しい状況にある。

学校現場からは、教材研究等の授業準備や部活動指導で、やむを得ず長時間労働になる状況もあるとの意見が寄せられている。

令和6年度からは、教員の授業準備等を支援するスクール・サポート・スタッフを全校に配置するとともに、副担任相当のエデュケーション・アシスタントを小学校全校に配置している。部活動指導業務の一部民間委託を拡充したことから、勤務環境の改善が一層進んでいくと考えている。

- ・ 1週間あたりの実働勤務時間が60時間を超えた該当校に対し、原因をヒアリングした結果、推薦書の作成や期末考査の成績処理等、共通的な学校業務に起因し、改善が必要な事例も一部見られたが、代替教員が見つからず管理職が授業を実施した、いじめや不登校への対応等、やむを得ない事情も多く見られた。

③教員の欠員状況

教員の大量退職や35人学級の進行による需要増に対し、受験者数の減少傾向等により、教員が欠員となる状況が発生している。臨時的任用教員候補者も減少し、欠員の補充も困難となっており、欠員不補充は既存の教員が授業に入るなど、校内対応が必要な状況となっている。

年度	教員数	欠員(5/1)
令和元年度	866人	2人
令和2年度	885人	2人
令和3年度	887人	1人
令和4年度	887人	10人
令和5年度	909人	8人

④教員の休職者の状況

教員の休職者数は、令和2年度以降増加が続いている。欠員補充の場合と同様、臨時的任用教員等で欠員が補充できない場合は、既存の教員が授業に入る等、校内対応が必要な状況となっている。

年度	教員数	休職者数	割合(区)
令和元年度	866人	10人	1.15%
令和2年度	885人	14人	1.58%
令和3年度	887人	15人	1.69%
令和4年度	887人	21人	2.36%
令和5年度	909人	18人	1.98%

⑤教員の年休取得状況

教員の年休取得日数については、長期休業中の休暇取得促進期間の設定や管理職からの働きかけにより、取得日数の平均値が増加傾向にあるが、教員が安心して休暇取得できる環境整備を、引き続き行っていく必要がある。

年度	校長	副校長	一般
令和2年度	9.5日	7.5日	10.2日
令和3年度	13.1日	10.4日	16.7日
令和4年度	12.2日	12.4日	16.7日
令和5年度	13.0日	13.1日	17.0日

※小・中・特別支援学校については、東京都教育委員会の「休暇等に関する調査」のデータ、幼稚園教諭については休暇取得実績を合算して平均値を算出

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、区立小・中・特別支援学校、幼稚園が年度当初から5月末まで臨時休業となった事等による影響があったと考えられる。

⑥教員採用候補者選考の状況（東京都）

公立小学校・中学校・特別支援学校の教員の採用は、東京都教育委員会が行っている。年々受験者が減少しており、特に小学校全科で深刻な状況である。

教員の受験者、名簿登載者等の状況（小学校全科）

採用年度	受験者数	名簿登載者数	受験倍率
令和3年度	3,053人	1,546人	2.0倍
令和4年度	2,725人	1,164人	2.3倍
令和5年度	2,555人	1,767人	1.4倍
令和6年度	2,280人	2,009人	1.1倍

※東京都教育委員会ホームページより

教員の受験者、名簿登載者等の状況（中・高共通及び小・中・高共通）

採用年度	受験者数	名簿登載者数	受験倍率
令和3年度	4,366人	1,319人	3.3倍
令和4年度	4,225人	988人	4.3倍
令和5年度	3,791人	1,355人	2.8倍
令和6年度	3,965人	1,900人	2.1倍

※東京都教育委員会ホームページより

※教科により受験区分が、中・高共通あるいは、小・中・高共通となっている。

教員の受験者、名簿登載者等の状況（特別支援学校）

採用年度	受験者数	名簿登載者数	受験倍率
令和3年度	610人	197人	3.1倍
令和4年度	540人	193人	2.8倍
令和5年度	499人	355人	1.4倍
令和6年度	726人	556人	1.3倍

※東京都教育委員会ホームページより

IV 国及び東京都の動向

1. 国の動向

平成31年1月、中央教育審議会の答申を受け、文部科学省において「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を作成した。令和5年8月には、中央教育審議会の特別部会が、学校・教師が担う業務の適正化の推進や学校における働き方改革の実行性の向上等を内容とする緊急提言を行なったほか、令和6年8月に「教育調整額」を10%以上にすること等を盛り込んだ提言を文部科学省に行った。令和7年の通常国会での給特法改正による処遇改善をはじめ、教員の勤務環境の改善を図り、全国における教員不足の解消を目指している。

国における教員確保の総合的な対策案	
➤	教育調整額 10%以上に引上げ
➤	学級担任の手当増額
➤	教科担任制を小学校3・4年生に拡大
➤	若手教員を支える新たな職の新設
➤	勤務間インターバル促進
➤	将来的に残業を月20時間程度に削減

2. 学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく14の取組

平成29年12月、文部科学大臣の諮問を受け、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」が取りまとめられた。この中で、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務について、中心となって担うべき主体を学校・教師以外に積極的に移行していくという視点から個別具体的に検討が進められ、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分類に整理された。

また、授業以外に全国の学校で共通して行われている業務等を14の取組として3分類の中に位置付け、「基本的には学校以外が担うべき業務」を中心に、教育委員会や設置者が、中心となる担い手を学校・教師以外に積極的に移していくとともに、業務の必要性を検討することを促している。

新宿区教育委員会では、この3分類に基づく14の取組を基に、区において実施している取組を分類し、新宿区の取組状況として次のとおり整理した。

学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく14の取組(国)に対する新宿区の取組状況

基本的には 学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも 教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応 〈取組〉 ◆ 学童擁護員による見守り</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 〈取組〉 ◆ P T A等による防犯パトロール ◆ 各校への留守番電話の設置</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理 〈取組〉 ◆ 学校徴収金の口座引き落とし ※ 学校給食費は無償化</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整 〈取組〉 ◆ 各校の学校運営協議会に職員を派遣。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) 〈取組〉 ◆ 会議・調査等の精選 ◆ 学校経営推進員等による事務支援</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) 〈取組〉 ◆ 地域ボランティア、エデュケーション・アシスタント(E A)等の活用</p> <p>⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等) 〈取組〉 ◆ 学校用務員の配置</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等) 〈取組〉 ◆ 部活指導員の配置(会計年度任用職員及び民間委託)</p>	<p>⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) 〈取組〉 ◆ 教育ボランティア、E A等による給食時の支援</p> <p>⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) 〈取組〉 ◆ 学習指導支援員、スクール・サポート・スタッフ(S S S)等による支援</p> <p>⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) 〈取組〉 ◆ 学習指導支援員、S S S等による支援</p> <p>⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) 〈取組〉 ◆ 学習指導支援員、S S S等による支援</p> <p>⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) 〈取組〉 ◆ 学習指導支援員等による支援</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等) 〈取組〉 ◆ 特別支援教育推進員、介助員、スクールソーシャルワーカー等、各種専門職員による支援</p>

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(第213号)(平成31年1月25日)を基に作成

3. 東京都の動向

平成30年2月「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の働き方改革を推進してきたが、依然として時間外勤務が月45時間を超える教員の割合が多い（令和5年10月現在：小学校38.2%、中学校49.9%）ほか、教員の安定的な確保が困難（令和5年度小学校全科の受験倍率1.1倍、教員の精神疾患による休職率増）、複雑・高度化する課題への対応等、学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和6年3月に「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（令和5年度～令和8年度まで）を策定し、区市町村教育委員会における教員の働き方改革の取組の促進を目指している。

この実行プログラムは、東京都教育委員会が令和5年11月に表明した「健康的な職場環境を実現するための宣言」の実現に向けて、集中的に取り組むべき具体的な対策が取りまとめられている。また、働き方改革の推進にあたり、教員がその成果を実感することが重要であるという視点から、実行プログラムの具体的な対策を進める上での成果指標を、次のとおり4つの切り口で掲げている。

都

成果指標

1. 時間外在校等時間1か月当たり45時間超の教員の割合（0%）
2. 業務への負担・支援に係るストレスチェックの健康リスク値の改善
3. ワーク・ライフ・バランスの満足度等の向上
4. 仕事に対するやりがいに関するアンケート等の肯定的な割合（80%以上）

（実行プログラムの内容を抜粋して作成）

さらに、学校における働き方改革は、教員1人1人の意識改革に加え、管理職を中心とした学校現場や保護者、地域社会の理解・協力を得ることなど、多角的かつ継続的な取組が必要であるという考えのもと、次の5つの柱を取組の方向性として掲げ、働き方改革推進に向けた総合的な対策を講じていくこととしている。

都

取組の方向性（5つの柱）

1. 学校・教員が担うべき業務の精査
2. 役割分担の見直しと外部人材の活用
3. 負担軽減・業務の効率化
4. 働く環境の改善
5. 意識改革・風土改革

V 新たな目標の設定と基本的な考え方について

教員の勤務実態については、小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園で差はあるものの、1週間あたりの平均の実働勤務時間が60時間を超える教員は、ほぼゼロとなったといえる。

しかし、現在の国の1か月あたりの残業時間の目安は月45時間と定められ、区の1か月の時間外在校等時間の上限も月45時間を原則としている。また、東京都教育委員会において、1か月あたり45時間超の教員の割合をゼロとする指標が掲げられた。

子どもたちへの教育の質の向上を図るためには、教員の長時間勤務を是正し、教員が心身ともに充実するとともに、研修や学ぶ時間を十分確保し、自らの能力・志気を高め、仕事にやりがいと誇りを持ちながら、子どもたちと生き生きと接することができる勤務環境を整備することが重要である。そのためには、これまでの目標を見直し、教員の働き方改革をより一層推し進めていかなければならない。

一方、いじめや不登校等への対応、教員の欠員等、特別な事情がある学校については、目標達成を強いるわけではないという認識も一定程度持つことも必要である。

これらを踏まえ、「1週間あたりの実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする」とした目標を、教員の勤務環境の改善・働き方改革第三次報告書では以下のとおり設定する。

新たな目標（令和7年4月～）

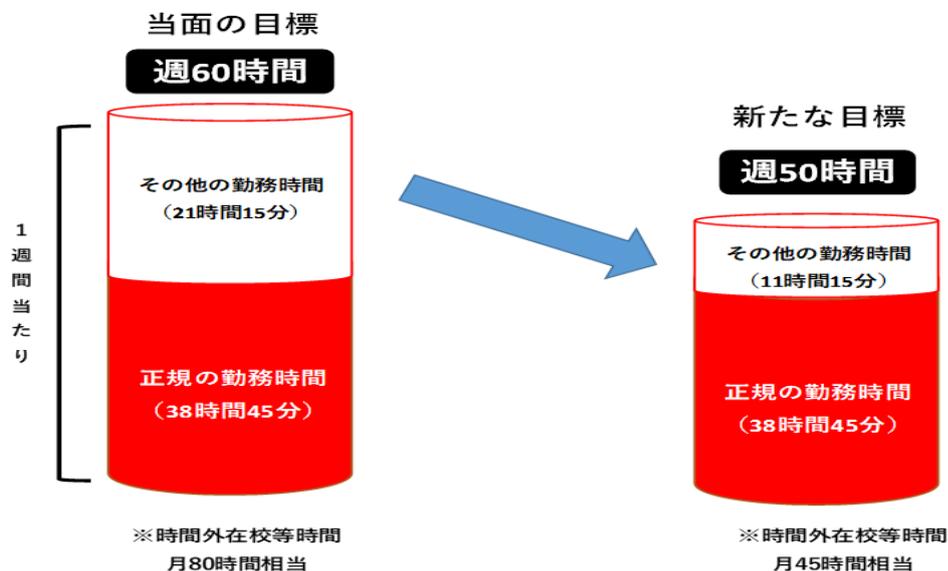
1週間あたりの実働勤務時間が50時間を超える教員を原則ゼロにする
※「1か月の時間外在校等時間の上限（45時間）」に相当

※（50時間－38時間45分）×4週＝月45時間となり、時間外在校等上限時間の方針で定める時間と一致

【基本的な考え方】

目標を1か月ではなく、1週間単位とすることで、教員へ勤務時間に対する意識を持たせる。1週間あたりの実働勤務時間が50時間を超えた場合、必要に応じて理由を聴取し、教員の働き方に係る意識改革・改善の指導を行う。（1週間あたりの実働勤務時間が50時間を超えたことについて、やむを得ないと認められる事情がある場合を除く。）

達成状況については随時確認し、教員の勤務環境の改善・働き方改革を進めていく。



VI 働き方改革を更に推進するための18の施策及び具体的な取組

新たな目標の達成に向け、教員の勤務環境の改善・働き方改革をさらに推進していくためには、これまでの取組を検証し、運用面の改善や今後の方向性を整理するとともに、時代の変化に合わせた課題に対応できるよう施策を見直し、取組の充実を図っていく必要がある。

プロジェクトチームでは、新たな目標の設定とともに、**新たな3つの重点方針として「意識改革」「業務改善」「体制支援」を掲げる**とともに、これまでの施策・取組を継承し、発展させた以下の18の施策に見直し、取組の充実を図った。



<p>重点方針1 意識改革</p> 	施策1	タイムレコーダーによる勤務時間の管理
	施策2	ワーク・ライフ・バランスの推進を目指した休暇の取得等
	施策3	教育管理職が経営責任者として業務改善に取り組むしくみの推進
	施策4	教員や管理職を対象とした働き方改革やメンタルヘルスに係る研修の実施
<p>重点方針2 業務改善</p> 	施策5	部活動の適切な運営
	施策6	学校設備・備品の充実
	施策7	校務支援システムによる効率化の推進
	施策8	ICTを活用した教材の共有化
	施策9	調査、会議、研修等の精選等による業務の効率化
	施策10	各種団体等からのコンクール出展依頼等に関すること
	施策11	学校・保護者間アプリ等を活用した業務の効率化 New
	施策12	小学校における教科担任制の推進 New
<p>重点方針3 体制支援</p> 	施策13	事務負担軽減に向けた教員業務と学校事務の適切な実施
	施策14	専門スタッフの一層の活用と関係機関の連携強化
	施策15	地域協働学校や学校支援ボランティアの活用等、地域や保護者による学校の支援体制の充実
	施策16	学校の法律相談体制の運用・充実
	施策17	学習指導要領や新たな教育課題に対応した体制の段階的な整備
	施策18	産育休代替等教員の任用に関すること

18の施策を中心とした働き方改革の各取組について、以下の関係機関が相互に連携・協力しながら進めていく。それぞれの関係機関の役割は次のとおり。

関係者（機関）	役割
 <p>区教育委員会</p>	<p>区立学校における働き方改革推進の責任者として、高い意識を持ち、目的および目標の達成に向けた取組を推進する。</p> <p>また、業務改善や人的体制整備により教員が職務に専念できる環境を整備するとともに、働き方への自らの意識改革を図る。また、働き方改革の意義や取組について、保護者・地域社会の理解促進に努める。</p>
 <p>学校管理職</p>	<p>各学校における働き方改革推進の責任者として、教職員が持てる力を十分に発揮できるよう、教職員の先頭に立って働きやすい職場づくりに取り組む。校内目標の設定や学校内における業務改善をマネジメントするとともに、教員の働き方への意識改革の促進を図る。</p>
 <p>学校教職員</p>	<p>勤務時間を意識した働き方への意識改革や、効率的な業務遂行のための業務改善を実践していく。そして、心身の健康を保持し、「誇り」と「やりがい」をもちながら教育活動に従事し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。さらに、日々の生活の質を豊かにするとともに、学ぶ時間を確保し、自らの志気を高め、子どもの主体的な学びを支援する「令和の日本型学校教育」を担う教員として、質の高い教育を行う。</p>
 <p>家庭・地域</p>	<p>教員の働き方改革の意義や取組について、保護者会や地域協働学校運営協議会等の場を通じて、教育委員会や学校の取組に理解を示し、支障のない範囲で教育活動の支援に関して協力するよう努める。</p>

34 の施策の検証・評価と 18 の施策との比較

第二次報告書に掲げる働き方改革の施策・取組					
番号	施策	主な取組内容	評価	担当課	方向性
1	教員業務と学校配置職員の事務分掌の見直し	標準的な職務内容の整理、学校事務処理マニュアルを踏まえた事務スタッフの配置	A	教育調整課 教育指導課	統合
2	専門スタッフの一層の活用と関係機関との連携強化	SSW等の専門スタッフの活用、不登校支援等の効果的事例の共有	B	教育指導課	継続
3	地域協働学校や学校支援ボランティアの活用など地域による学校の支援体制の充実	地域協働学校運営協議会による学校支援活動の取組の情報発信、理解・協力の促進	B	教育支援課	統合
4	学校の法律相談体制の整備	法律相談制度の導入及び運用ルール作成	B	教育指導課	見直し
5	部活動の適切な運営	部活動指導員の配置、部活動ガイドライン更新 部会による地域部活動移行の検討	A	教育支援課	継続
6	留守番電話の導入	各学校園への留守番電話の順次導入、運用ルールの作成	A	学校運営課	見直し
7	タイムレコーダーの導入	当面の目標の勤務時間の把握に向けたタイムレコーダーの導入	A	教育指導課	統合
8	校務支援システムによる効率化の推進	教員研修、ICT支援員等による校務支援システムの活用推進	B	教育指導課	見直し
9	ICTを活用した教材の共有化	教材の共有化による授業準備、教材研究における効果的な活用と効率化の推進	A	教育指導課	継続
10	調査等の精選	調査の統廃合等による精選	B	教育調整課	統合
11	会議等の精選	会議の精選、資料の事前配布	B	教育調整課	統合
12	研修の実施内容・方法の精査	研修の実施内容・方法の精査	B	教育指導課 教育支援課	統合
13	校内における配布物の省力化	資料等配布の省力化・効率化の推進 児童・生徒数等を踏まえた配布ルール	B	教育調整課	統合
14	会計事務処理の見直し	学校事務処理マニュアル作成・学校配当予算の可視化	B	教育調整課	統合
15	新学習指導要領や新たな教育課題に対応した体制の段階的な整備	A.L.T.の活用等による英語教育の充実 特別支援教育推進員の適正配置	B	教育指導課 教育支援課	見直し
16	学校徴収金事務の見直し	全校でゆうちょ銀行のシステムを利用した口座引落しを使用できるよう整備 特に負担であった学校給食費の徴収業務は給食費無償化により教員の負担を軽減	B	学校運営課	完了
17	定時退庁日の設定	月に1日以上以上の定時退庁日を設定	B	教育指導課	統合
18	長期休業中の一斉休暇取得の促進	8月11日（山の日）から8月15日までの5日間を、教員の休暇取得促進の期間に設定	A	教育指導課	統合
19	休憩時間の確実な取得	職層に応じた休憩時間の割り振り例による各学校の状況に応じた休憩時間の取得	B	教育指導課	統合
20	スマートワーキング・リーダー宣言	管理職によるスマートワーキングリーダー宣言	A	教育指導課	統合
21	管理職の組織管理、健康安全管理等マネジメント研修	管理職へのタイムマネジメント、メンタルヘルスケア、人材育成等研修	B	教育指導課	統合
22	教員の研修の実施	教員への時間の有効活用、メンタルヘルス等、働き方改革の意識向上に努めた研修	B	教育指導課	統合
23	教育管理職（校長・副校長）の年休取得の促進	計画的な年休取得の働きかけ	A	教育指導課	統合
24	在校時間の上限の設定	校等時間の上限等に関する方針の策定、タイムレコーダーの設置	B	教育調整課 教育指導課	統合
25	学校事務の可視化・顕在化による業務の安定履行と事後チェックの徹底	学校事務処理マニュアル作成・学校配当予算の可視化、事務局職員による巡回指導の実施	B	教育調整課	統合
26	保護者等に対する周知・啓発の実施	PTA連合会・地域協働学校運営協議会を通じた働き方改革の理解・協力促進	B	教育調整課 教育支援課	統合
27	校長が経営責任者として業務改善に取り組むしくみの導入	自己申告の際、ワーク・ライフ・バランスの取組を記載し、年度末にチェックシートを活用	A	教育指導課	統合
28	副校長の業務改善・工夫を進めるしくみの導入	自己申告の際、ワーク・ライフ・バランスの取組を記載し、年度末にチェックシートを活用	A	教育指導課	統合
29	学校評価の活用	勤務環境の改善につながる評価指標の設定等	B	教育指導課	統合
30	教職員定数の改善の要請	法改正により小学校は段階的に35人学級へ引き下げが決定 中学校の35人学級については国の動きを今後注視	B	教育指導課	完了
31	産育休代替等教員の任用に関すること	都への要請、区HPでの代替教員募集	B	教育指導課	継続
32	校外学習や園外保育の引率等に関すること	緊急時における連絡方法等、実務上の課題を整理し、事務説明会で周知	B	教育指導課	完了
33	幼稚園のパソコン設置台数等のイントラ環境等に関すること	幼稚園全園にイントラパソコンを1台増設し、園務処理の効率化を実現	B	教育調整課	完了
34	各種団体等からのコンクール出展依頼等に関すること	コンクール依頼状況の可視化及び精選 出展依頼のルール作成	B	教育支援課	継続
その他の取組					
1	一年単位の变形労働時間制の検討	法改正は令和3年度に完了済みであり、制度導入の前提である東京都及び特別区の動向を今後注視	C	教育指導課	完了

第三次報告書に掲げる働き方改革の施策・取組

番号	施策	担当課	取組の主な変更・追記内容	
1	タイムレコーダーによる勤務時間の管理	教育指導課	7・24を統合	在校等上限時間を基準に設定する週50時間超の教員を把握、勤怠管理システムの検討
2	ワーク・ライフ・バランスの推進を目指した休暇の取得等	教育指導課	17・18・19・23を統合	男性教員の育児休業の取得に向けた取組
3	教育管理職が経営責任者として業務改善に取り組むしくみの推進	教育指導課	20・27・28・29を統合	スマートワーキングリーダーとして学校評価を意識した取組設定、改善事例の共有
4	教員や管理職を対象とした働き方改革やメンタルヘルスに係る研修の実施	教育指導課	21・22を統合	—
5	部活動の適切な運営	教育支援課	5の継続	部活動運営支援事業の民間委託及び評価
6	学校設備・備品の充実	学校運営課	6の見直し	コピー機、印刷機等の更新・統合
7	校務支援システムによる効率化の推進	教育指導課	8の見直し	指導要録の電子化による押印省略等 幼稚園のWifi環境整備に関する課題検討
8	ICTを活用した教材の共有化	教育指導課	9の継続	ICT支援員体制を適宜見直し WE B Q Uの導入検討
9	調査、会議、研修等の精選等による業務の効率化	教育調整課 教育指導課	10・11・12を統合	オンラインを中心とした会議・研修の実施
10	各種団体等からのコンクール出展依頼等に関すること	教育支援課	34の継続	読書感想文けやきをはじめとしたコンクール実施方法やあり方の見直し
11	学校・保護者間アプリ等を活用した業務の効率化	教育調整課 教育運営課	新規 ※13と統合	学校・教育委員会発信文書のすぐる活用 遅刻・欠席・自動翻訳等のすぐる活用
12	小学校における教科担任制の推進	教育指導課	新規	モデル校やその他の学校の効果的な取組の共有を進め、授業準備の効率化を進める
13	事務負担軽減に向けた教員業務と学校事務の適切な実施	教育調整課 教育指導課	1・14・25を統合	学校事務処理マニュアルの見直し及び適宜更新 事務スタッフ支援体制を適宜見直し
14	専門スタッフの一層の活用と関係機関との連携強化	教育指導課	2を継続	家庭と子供の支援員の派遣校数、SSW支援体制を適宜見直し
15	地域協働学校や学校支援ボランティアの活用など地域や保護者による学校の支援体制の充実	教育調整課 教育支援課	3・26を統合	すぐるを活用した取組の周知
16	学校の法律相談体制の運用・充実	教育指導課	4の見直し	保護者との代理交渉等、スクールロイヤーの更なる活用の検討
17	学習指導要領や新たな教育課題に対応した体制の段階的な整備	教育指導課 教育支援課	15の見直し	介助員等の適切な配置や医ケア児体制 学習指導支援員のT2指導等における活用
18	産育休代替等教員の任用に関すること	教育指導課	31の継続	教職課程を有する大学、公益財団法人東京学校支援機構への要請

※左の表で統合する施策同士は同じ色で塗り、右の第三次報告書における統合後の施策にも同様の色を塗っています。

【今後の方向性】

- ・ **継続** : 現在の取組内容を基本的に継続して実施する場合
- ・ **見直し** : 施策名称を変更する、取組内容を拡充・縮小・見直しするなど抜本的に修正する場合
- ・ **統合** : 取組を継続するが、別の施策と統合して実施する場合
- ・ **完了** : 取組の検討・導入が完了し、国・都の動向等を踏まえながら今後進めていくもの

【評価】

- ・ **A** : 当初の想定または予定を上回る取組を実施することができた
 - ・ **B** : 当初の想定または予定していた取組を計画どおり実施することができた
 - ・ **C** : 当初の想定または予定していた取組を実施することができなかった
- ※ 当初：第一次・第二次報告書に記載した取組内容



施策1	タイムレコーダーによる勤務時間の管理	担当課	方向性
		教育指導課	統合
課題・ニーズ			
<p>■ 当面の目標「1週間あたりの実勤務時間が60時間を超える教員をゼロとする」については、各学校に定期的な周知を行うことで勤務状況の改善が進み、99%の教員が達成しているが、ゼロにはなっていない。長時間勤務となる教員は固定化している状況があり、仕事への意欲は大切にしながら、ワーク・ライフ・バランスを考えた勤務の重要性を理解することが必要である。</p> <p>■ 「新宿区立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を基準に設定する、「勤務時間が週あたり50時間を超える教員」については、2割程度見られることから、今後も、長時間勤務の解消に向けた様々な取組を継続的に行うとともに、タイムレコーダー運用による適切な勤務時間管理を行う必要がある。</p>			
具体的な取組			
<p>■ 教員の実働勤務時間を客観的に把握するため、タイムレコーダーを継続して活用する。</p> <p>・各学校では、タイムレコーダーによる勤務時間の記録を元に、勤務時間が長い教員に対して状況の確認、助言を行う。</p> <p>■ 令和元年度に定めた「新宿区立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を基準に設定する「勤務時間が週あたり50時間を超える教員」について、タイムレコーダーで把握の上、その状態が長期間続く場合は、学校長に状況を確認し当該教員への指導・助言を依頼する。必要に応じて、教育指導課長が直接当該教員と面談し、仕事への意欲は大切にしながらワーク・ライフ・バランスを考えて勤務を行うことの重要性について説明し理解を求める。</p> <p>■ タイムレコーダーと勤怠管理システムの連動については、都等の動向も踏まえながら検討する。</p>			
実施開始時期			
<p>■ 週あたり60時間を超える教員の把握：第一次報告書から</p> <p>■ 週あたり50時間を超える教員の把握：第三次報告書から</p>			

施策 2	ワーク・ライフ・バランスの推進を目指した休暇の取得等	担当課	方向性
		教育指導課	統合
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 定時退庁日の設定をきっかけとして、教員の働き方におけるタイムマネジメントの意識を高め、仕事の優先順位、職務の進捗等を意識する事で効率的な職務の遂行を推進する必要がある。 ■ 年次有給休暇の計画的な取得は、心身の疲労回復等健康管理に役立つだけでなく、心身のリフレッシュを図ることにより、モチベーションアップや作業効率の向上が見込まれるため、教員が安心して休暇取得できる環境整備を、引き続き行っていく必要がある。 ■ 男性教員の育児休業取得促進等、教員のワーク・ライフ・バランスの推進を更に進める必要がある。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 月に 1 日以上 of 定時退庁日を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・校内で実施可能な日を検討し、教育研究会（新教研、新中教研、区幼教）の研修出張の日に加え、さらに一日設けるように努めるものとする。 ■ 長期休業中の一斉休暇取得の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・山の日を含む平日を取得促進期間として設定し、前後の土日を合わせて連続 9 日間休みとなるように設定し、教員の休暇取得促進の期間とする。 ■ 休憩時間の確実な取得 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校では休憩時間を 15 時 45 分から 16 時 30 分に設定しているのが一般的だが、職層・校種ごとの実態に応じた休憩時間を各学校の実情に合わせて設定することで、労働基準法で定める休憩時間の確実な取得を図る。 ■ 年次有給休暇の確実な取得 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての教員が年間 12 日以上（月 1 日以上）の年次有給休暇取得を目指し、管理職から所属教員への計画的な年休取得の働きかけを行う。 ■ 男性教員の育児休業の取得の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・男性教員が育児休業を取得しやすい環境づくりに向けた取組を行う。 ■ 保護者への周知、取組の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・一斉休暇取得期間の区ホームページへの掲載等により、教員のワーク・ライフ・バランスの推進について理解を求める。 ■ 学校現場の意見も聞きながら、取組の見直しを適宜行い、教員の負担軽減に努める。 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一次報告書から ■ 男性教員の育児休業の取得の促進：第三次報告書から 			

施策 3	教育管理職が経営責任者として業務改善に取り組む しくみの推進	担当課	方向性
		教育指導課	統合
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育管理職が教員の働き方改革を意識して学校のマネジメントを行い、すべての教職員が能力を存分に発揮し、仕事、家庭、個人の時間を賢く両立できる調和のとれた生活の実現を目指した環境づくりに向けて、教育管理職が先頭に立って取り組む姿勢を学校内外に示していくことは今後も必要である。今後、学校の中で実効性のある取組をどのように進めていくかが課題となる。 ■ 学校評価の結果から、業務の効率化や教員の働き方に対する意識についてある程度状況を把握することができているが、数値の増減の要因分析や肯定的な評価の増加に向けて必要な取組の検討については、今後さらに充実させていく必要がある。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校管理職としての決意をスマートワーキングリーダー宣言として表明する。 ■ 校長・副校長の年度の当初申告の際に、新宿区「教員の勤務環境の改善・働き方改革」の内容を踏まえて、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組についての記載を依頼する。 ■ 取組について設定する際は、学校評価の結果も意識して設定する。 ■ 自己申告のヒアリングの際に、年度当初に立てた目標の取組状況について確認する。 ■ 各校の業務改善事例（通知表の廃止等）については、校園長会等で共有を図り、各校園長等の業務改善を支援する。 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一次報告書から ■ 学校評価を意識したワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組設定：第三次報告書から ■ 業務改善事例の共有：三次報告書から 			

施策 4	教員や管理職を対象とした働き方改革やメンタルヘルスに係る研修の実施	担当課	方向性
		教育指導課	統合
課題・ニーズ			
<p>■ 「人材育成」や「職員のメンタルケア」「学校組織力の向上」「校内の働き方改革の推進」等、学校管理職は多様な経営課題に対応していくことが求められており、今後も区の状態や社会の変化に対応して柔軟に研修課題を設定して実施していく必要がある。</p> <p>■ 研修の実施により教員の働き方に関する意識改革は着実に進んでいるが、より成果をあげていくためには、研修による意識改革に合わせて、各校の校務分掌の見直しや教育委員会の研修の精査等と関連して取組を進めていく必要がある。</p>			
具体的な取組			
<p>■ 管理職を対象とし、経営課題を解決するために必要な研修内容を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職層研修等での実施 ・昇任時研修等機会を捉えて実施の検討 ・研修プログラムの検討 ・管理下の職員と管理職自身のメンタルヘルスに関する研修の充実 <p>■ 一般教員を対象とし、「時間の有効活用」等、教員の働き方にかかわる意識向上やメンタルヘルスに関する研修内容を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職層に応じた研修内容の検討 ・夏季集中研修等における実施検討 ・校内研修の活用 ・教員の研修受講のスケジュール化 ・ストレスチェックやメンタルヘルスに関する研修内容の検討 			
実施開始時期			
■ 第一次報告書から			



施策 5	部活動の適切な運営	担当課	方向性
		教育支援課	継続
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 委託による部活動指導の成果や運営事業者の履行状況の検証を行い、適切な指導体制を確保する必要がある。 ■ 学校が求める部活動指導員を適切に配置する必要がある。 ■ また、国や都が進める地域移行の取組については、国や都、また他自治体の取組を注視しながら、区民・地域団体・スポーツ団体等で構成する「スポーツ環境会議」等とも定期的に情報の共有を図るとともに、小・中学校長等で構成する「地域部活動検討部会」と情報共有及び意見交換を行いながら、区としてのプランを作成する必要がある。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和6年9月に策定した新宿区「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、令和7年度までに、部活動の地域連携として実施している民間委託による部活動指導員の成果を検証する一方、地域の検討部会等と情報共有を行いながら、部活動の地域移行についても検討する。 ■ 部活動運営支援事業の一部を民間事業者へ委託（令和5年度から）し、部活動の質の向上・教員の負担軽減に取り組む。事業は「新宿区民間提案制度採用事業の事業評価に係る運用指針」に基づき評価を実施する。 （令和6年度） <ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員（会計年度任用職員）3名 ・部活動指導員（委託）60部活動 ■ 小・中学校を対象に部活動指導員の配置に関する需要調査を行い、各種研修会の実施後、配置準備が整った学校から、順次指導員を配置する。 ■ 部活動支援研修を開催し、部活動指導員の資質向上を図る。 ■ 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた方針について検討する。 「ゆる部活」を地域移行の試行的取組として実施し、地域部活動を見据えたニーズの把握、運営ノウハウを蓄積する。 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一次報告書から ■ 部活動運営支援事業の一部民間委託化等：第三次報告書から 			

施策 6	学校設備・備品の充実	担当課	方向性
		学校運営課	見直し
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 留守番電話装置については、3回程のコール後に作動する仕様のため、教員が1~2回のコールで受話器を上げてしまい、残業中に対応しなければならなくなるのが度々あった。留守番電話装置作動中は、外線からのコールを無くせないか学校から要望があった。また、装置自体が古いため、修理・交換等の保守対応が難しくなっている。 ■ 留守番電話装置以外の学校設備・備品についても老朽化が進んでおり、計画的に更新を行う必要がある。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 留守番電話操作マニュアルを作成し、毎日の就業時間終了後の設定について各学校に周知している。また、毎年、長期休業中の一斉休暇取得促進期間に各留守番電話機器を設定するよう各学校に依頼する。 ■ 設定時間等の運用方法について、学校現場の状況を踏まえ、必要に応じた検討を行っていく。 ■ 留守番電話装置やコピー機、印刷機等の学校設備・備品について、学校現場の意見を踏まえながら、機器の更新・統合を適宜検討し、業務の効率化を推進する。 ■ 教職員の執務環境の改善について、大規模改修や改築の機会を捉えて、学校現場の状況を踏まえながら検討していく。 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 一斉休暇取得促進期間前の学校への依頼：第一次報告書から ■ 学校設備・備品の更新検討：第三次報告書から 			

施策 7	校務支援システム等による効率化の推進	担当課	方向性
		教育指導課	見直し
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 例年、転入教職員及び管理職への校務支援システム操作研修を実施しているが、システム運用事業者との連携を図り、より新宿区の環境に適した操作マニュアルの提供を検討していく必要がある。 ■ 校務の情報化の一環としての指導要録原本の電子化促進について、国から求められている。 ■ 幼稚園のWi-Fi環境の整備について、現場の意見を踏まえながら検討を行う必要がある。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和2年度に本稼働した校務支援システムにより、①学校管理、保健管理機能 ②通知表作成 ③成績入力をデジタル管理・出力し、教員の業務負担の軽減を図る。システムのアップデートにより追加・拡張機能が実装された場合には適切に操作研修及びマニュアルを作成し、効果的な活用を引き続き推進する。 ■ 校務支援システムを活用して作成した指導要録の保存について出力した用紙に押印したものを原本として保存しているため、指導要録の電子化を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・指導要録の様式1（学籍の記録）と様式2（指導の記録）を電子保管とし、印刷・押印を不要とする。 ・校務支援システム上で電子承認とし保管状況の確認も電子で行う。 ・電子保存の考え方等、対応方針を作成し、学校へ示す。 ・印刷・押印の作業時間の軽減、点検業務の大幅な軽減が見込まれる。 ■ 健康診断に関する表簿など、その他の表簿の電子保管についても関係課と調整し検討を進める。 ■ 幼稚園のWi-Fi環境の整備については、すくわくプログラムの導入等も踏まえ、課題を整理しながら検討していく。 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一次報告書から ■ 指導要録の電子化の推進・幼稚園のWi-Fi環境の整備検討：第三次報告書から 			

施策 8	ICT を活用した教材の共有化等による効率化の推進	担当課	方向性
		教育指導課	継続
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 新宿区版 GIGA スクール構想に基づく教育用タブレット端末の運用により、教員が ICT を活用する機会が増加している。より効率的な活用のためにも、ICT 支援員による学校間の活用好事例の共有や ICT 機器による業務効率化に引き続き取り組んでいく必要がある。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ ICT 支援員と連携し、より多くの活用好事例の共有を図り、授業準備、教材研究における効果的な活用と効率化を推進する。 ■ ICT 機器の操作方法で不明な点については、ICT 支援員の巡回支援、ヘルプデスクによるフォローを行う。ICT 支援員の体制については、必要に応じて検討する。 ■ タブレット端末で集計・出力できる WEBQU の導入等について検討する。 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一次報告書から ■ WEBQU の導入等の検討：第三次報告書から 			

施策 9	調査、会議、研修等の精選等による業務の効率化	担当課	方向性
		教育調整課 教育指導課	統合
課題・ニーズ			
<p>■ 定期的な精選の実施により、取組開始時と比較して調査・会議数ともに減少しているものの、現在残っている調査・会議は、実施主体が教育委員会事務局でない、または必須としてこれ以上の削減が難しい状況がある。そのため、今後は削減を主とせず、実施手法についての検討が必要である。</p> <p>■ 会議内容に応じて、参加者の精選を行う等により、教員の負担を軽減する必要がある。</p> <p>■ 会議・研修については、一部をオンライン化し、学校現場からは肯定的な意見が寄せられている。オンライン移行が可能な会議・研修はまだあると考えられるため、実施方法による効果の差異を慎重に見極めた上で、内容や方法の精査について検討を継続していく必要がある。また、オンライン開催によるシステムトラブルへの対応や利用端末の台数確保等の新たな課題もあることから、安定的に実施できるよう、情報システム課やICT 担当との事前の調整を行った上で開催する環境を整える必要がある。</p>			
具体的な取組			
<p>■ 実施主体が教育委員会事務局の会議・調査等を中心に、以下の視点で定期的な見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議：オンライン会議への移行を中心に検討、校務支援システム・タブレット端末等を活用した事前資料配布の徹底、実施時期や時間等の見直しについて検討し、会議運営の効率化を推進する。 また、校園長両方に出席を依頼している会議については、会議内容に応じて参加者の見直しを検討する。 ・調査：廃止や統合の可否を検証しつつ、実施手法の改善を中心に検討する。 <p>■ 長時間勤務の見直しや勤務環境の改善といったテーマを踏まえ、以下の事項を検討し、研修の実施内容・方法を精査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者を限定する伝達研修の実施 ・研修キットを作成するなど校内で研修が可能なしくみの検討 ・研修内容や設定時期・時間、実施回数の検討 ・研修使用資料の共有化の推進 ・類似研修の統合や廃止 ・オンラインを用いた研修の導入 			
実施開始時期			
<p>■ 会議・調査等の精選：第一次報告書から</p> <p>■ 研修・会議のオンライン化を含めた見直し：第三次報告書から</p>			

施策 10	各種団体等からのコンクール出展依頼等に関すること	担当課	方向性
		教育支援課	継続
課題・ニーズ			
<p>■ コンクールの運営委員会をオンラインでの開催に置き換えるなど、改善を図っている。参加者からの反応を踏まえ、実施方法による効果の差異を見極め、他の委員会等でも置き換えが可能なものは実施方法の変更を検討していく必要がある。</p>			
具体的な取組			
<p>■ 教育委員会を通じて各学校に依頼している各種団体からのコンクール等の状況について把握し、その状況を可視化する。</p> <p>■ 各種団体からの依頼について、教育委員会において、教育課程との関連が図られ効果的なもの等の一定の精選を引き続き行うとともに、団体等に対しての周知や要請等について検討する。また、新宿区や国・都が主催・共催・後援をしていないコンクールの出展依頼については、原則以下のように対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内ちらしや応募要項を学校情報ネットワークに保存・公開 ・送付部数を減じて学校へ送付 <p>■ 読書感想文集「けやき」をはじめとしたコンクール事業について、委員会の運営方法や取組効果等について、参加者の意見を踏まえながら、実施方法やあり方の見直しを検討していく。</p>			
実施開始時期			
<p>■ 第二次報告書から</p> <p>■ 読書感想文集「けやき」をはじめとしたコンクール事業の見直し等：第三次報告書から</p>			

施策 11	学校・保護者間アプリ等を活用した業務の効率化	担当課	方向性
		教育調整課 学校運営課	新規
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在の運用形態は、原則として教員から保護者への配信となっているが、教職員以外の学校関係者（PTA や部活動指導員）もシステムを利用したいと学校から要望があった。 ■ また、配信に電子データが添付できるようになったことから、今までチラシで行っていた学校・幼稚園向けの事業周知等を配信によって行えないか、複数の事業課から要望があがっている。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校発信文書については、一斉連絡システム「すぐーる」を積極的に活用し、業務の効率化、負担軽減を図る。 ■ PTA 会長（役員）や部活動指導員についても利用を可能とすることにより、教員の連絡負担の軽減を更に進める。（配信者に対して子ども情報の閲覧を不可にする、校（園）長・副校（園）長の承認がないと配信を行えないようにする等の制限を行う。） ■ 新宿区教育委員会からのお知らせアカウント（運営は学校運営課が行う。）を作成し、利用者に周知すべき情報を一斉に配信することにより、学校・幼稚園のチラシ配付の負担を削減する。 ■ 保護者の「すぐーる」の登録状況等を見ながら、他部署からのお知らせについても、「すぐーる」の活用が可能か検討していく。 ■ 紙形式で配布する場合も、学級ごとの児童・生徒数等を踏まえて配布するよう、配布依頼のルールについて、関係各課宛て継続的な周知を行う。（毎年度 4 月） ■ その他、遅刻・欠席連絡、自動翻訳等の機能を活用し、負担軽減を図る。 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 紙配布時のルールの周知：第一次報告書から ■ 他部署からのお知らせ配信の検討：第三次報告書から 			

施策 12	小学校における教科担任制の推進	担当課	方向性
		教育指導課	新規
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 本区において、教科担任制は導入期にあたる。現時点では各校が様々な取組を模索している段階であり、今後、教育課題モデル校等の効果的な取組の共有を進め、実態に合わせた教科担任制の充実を進めていく必要がある。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育課題モデル校を中心に「授業準備の効率化による働き方改革」に関わる効果的な取組事例を蓄積し、成果発表を通して他校と成果を共有していく。 ■ 区のファイルサーバー等を活用し、教科担任制で実施する教科の教材等を各校で共有できる環境を整え、授業準備の効率化を一層進めていく。 ■ 教科担任制推進委員会において、本区の取組を踏まえた専門家の意見を聞き、働き方改革につながる効果的な取組を各校で取り入れるための方策を検討していく。 ■ 各校における教科担任制の実施状況を学校訪問や教育課程ヒアリング等の機会を活用して確認し、学校の課題に応じた具体的な指導・助言を行い、取組を確実に働き方改革につなげていく。 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三次報告書から 			



施策 13	事務負担軽減に向けた教員業務と学校事務の適切な実施	担当課	方向性
		教育調整課 教育指導課	統合
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「小・中学校における標準的な職務内容」については、周知を行わなかった年度に学校から問合せがあったことから、継続的な周知が必要である。 ■ 「学校事務の知恵袋」については、これまで明らかな誤りや法令改正等に伴う時宜修正のみを行っていたが、作成から5年が経過したため、学校事務の現状を踏まえているかどうかも含め、見直しを行う必要がある。 ■ 昇任や異動に伴い、はじめて会計処理を行う者もいるため、学校において執行する予算の全体像は引き続き可視化し、学校・園に提供するとともに、学校巡回指導員による事務処理状況の確認・指導が必要である。 ■ 令和6年度から新たなスタッフを配置したため、学校現場の状況を確認しながら、今後、必要に応じ事務分担の見直しを行う必要がある。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「小・中学校における標準的な職務内容」について、毎年度継続的な周知を図る。 ■ 「学校配当予算一覧」及び「各課内示予算一覧」を各学校（園）に提供し、教育委員会事務局との双方向の執行管理を図る。 ■ 学校事務処理マニュアル「学校事務の知恵袋～会計・物品管理 イロハのイ～」を全校（園）に周知するとともに、研修等の機会に積極的に活用する。また、学校現場の意見や業務内容の変更を踏まえて適宜更新を行うとともに、定期的に、新たな項目の追加や内容の大幅な修正を含めた改訂を行う。 ■ 毎年度全学校（園）を訪問し、実地による事務処理状況の確認・指導を行う。ヘルプデスク業務により、引き続き学校への助言を行う。 ■ 副校長、教員の負担を軽減する事務スタッフを全校に配置する。好事例については各校で共有を図り、運用の改善につなげる。また、事務スタッフの支援体制については、学校現場の意見等を踏まえながら、随時見直しを行う。 <p>（令和6年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営推進員（会計年度任用職員）：小学校全 29 校 ・学校経営補助員（派遣職員）：中学校全 10 校 ・スクール・サポート・スタッフ（会計年度任用職員）：全 40 校 ・エデュケーション・アシスタント（会計年度任用職員）：小学校全 29 校 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一次報告書から ■ 学校事務処理マニュアルの大幅な改訂：第三次報告書から ■ 事務スタッフの支援体制の随時見直し：第三次報告書から 			

施策 14	専門スタッフの一層の活用と関係機関との連携強化	担当課	方向性
		教育指導課	継続
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関と連携した対応を必要とするケースを各校が複数抱えている状況であり、学校はスクールソーシャルワーカーの助言や関係機関との調整を必要としている。 ■ 今後もスクールソーシャルワーカーによる定期訪問を継続し、関係機関等との連携を迅速に行い、早期に課題を解決するために対応方法の助言を行うほか、「家庭と子供の支援員」の活用を図るなど、学校に支援を継続していく必要がある。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを引き続き活用し、関係機関等との連携の強化や学校の組織的な対応の支援につなげていく。 ■ 不登校支援に関して効果的な取組を進めている事例について、区内の学校と共有する機会を設け、学校の組織的な対応を支援していく。 ■ 学校と家庭の連携推進事業を拡充するため、家庭と子供の支援員の派遣校数を増やし、各校 1 名以上の配置を行うことで、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた学習面、生活面等の支援を充実させる。 ■ 家庭と子供の支援員、スクールソーシャルワーカーの配置数については、適宜見直しを検討し、教員の負担軽減を図る。 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一次報告書から ■ 家庭と子供の支援員の活用：第三次報告書から 			

施策 15	地域協働学校や学校支援ボランティアの活用など地域や保護者による学校の支援体制の充実	担当課	方向性
		教育調整課 教育支援課	統合
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ これまで学校を支援してきた地域協働学校運営協議会委員やボランティアの高齢化により支援の継続が課題である。各校の学校支援活動を継続していくため、地域協働学校運営協議会に担当課職員を派遣し、他校との情報共有等の支援を行っていく必要がある。 ■ PTA 等が実施する地域事業について、コロナ禍で事業中断や、負担軽減のための来賓等の削減を行ったため、その経緯を踏まえた意義の再確認が必要な事業もある。 ■ 地域のお祭り等の休日に行う事業には、必ずしも学校長等の教員が参加できるわけではないことを学校が発信する場合など教員の働き方改革に関する周知を支援していく必要がある。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各校の地域協働学校運営協議会に職員を派遣して、各校の効果的な学校支援活動の事例を収集して全学校に紹介するなど、情報共有を進めることにより、地域による学校支援活動の一層の充実を図る。 ■ 地域協働学校運営協議会による学校支援活動の取組について、学校が積極的に地域に情報発信し、理解・協力の促進を図る。 ■ 保護者や地域の理解と協力の下、教員の働き方改革を推進する環境づくりを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・区立幼・小・中学校のPTA 連合会に協力を依頼して周知活動を行う等、教員の働き方改革に対する保護者の理解・協力の促進を図る。 ■ 一斉連絡システム「すぐーる」を活用して、教員の働き方改革に係る取組を周知する。 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一次報告書から ■ 一斉連絡システム「すぐーる」の活用：第三次報告書から 			

施策 16	学校の法律相談体制の整備運用・充実	担当課	方向性
		教育指導課	見直し
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめ問題などが生じた際には、適切な初期対応が重要であることや、学校からいじめ防止対策推進法に関わる相談のケースが多い。また、保護者が代理人を立てるケースもあり、法律相談による継続した学校への支援が必要である。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校が法的根拠に基づいた助言が必要となる問題等、解決が困難な事案について、スクールロイヤー（弁護士）へ簡素な手続きで相談できる体制を引続き構築し、迅速に問題解決につなげることで、教員の負担軽減を図る。法律相談制度の事務処理及び流れについては、毎年度学校へ周知する。 ■ これまでの活用事例を基に課題を整理し、文部科学省の通知の内容等も踏まえた上で、保護者との代理交渉等、スクールロイヤーの更なる活用について検証を進める。 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一次報告書から ■ スクールロイヤーの更なる活用：第三次報告書から 			

施策 17	学習指導要領や新たな教育課題に対応した体制の段階的な整備	担当課	方向性
		教育指導課 教育支援課	見直し
課題・ニーズ			
<p>■ 学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえた授業改善や指導体制の充実は、教育課題研究校の取組や学習指導支援員の配置により、一定の成果を得られたが、個別最適化された学びや協働的な学びの充実、小学校の教科担任制の導入等、新しい教育課題が次々と示される中、それらに対応した体制を充実していく必要がある。</p>			
具体的な取組			
<p>■ 新たな教育課題に対応するため以下の具体的な支援策を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人英語教育指導員の活用やデジタル教材の導入による英語教育の充実 ・特別支援教育推進員、介助員等の適切な配置や医療的ケア児受入体制整備の継続実施 ・研修会の実施や教育課題モデル校における実践成果の普及・啓発の推進 ・個別最適化された学びの充実と教員の負担軽減に向けた学習指導支援員の T2 指導※等における活用 ・区の ICT 環境を活用した効果的な実践や教材の共有 <p>※T2 指導…主として合同場面の授業進行を受け持つ教員（T1）に対し、T1 と協力しながら授業進行を行う教員（T2）が授業に入り、互いに協力して行う指導のこと。</p>			
実施開始時期			
<p>■ 第一次報告書から</p> <p>■ 学習指導支援員の T2 指導における活用：第三次報告書から</p>			

施策 18	産育休代替等教員の任用に関すること	担当課	方向性
		教育指導課	継続
課題・ニーズ			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 産育代替等教員の任用業務については、各学校で教員を探す必要があるため、教員の人材不足の状況が続く中で、各校で人材の確保に苦慮している状況がある。 			
具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 都には任用可能となる教員のリストを早期に取得できるよう要請する。 ■ 区ホームページで臨時任用職員の募集について掲載し、応募を募る。 ■ 教職課程を有する大学へ人材紹介の依頼を行う。 ■ 公益財団法人東京都教育支援機構、新宿区退職校長会へ人材紹介の依頼を行う。 ■ 必要に応じて、庁内の職員へ教員希望者の情報提供の依頼を行い、希望者情報を学校へ提供する。 			
実施開始時期			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 第二次報告書から ■ 公益財団法人東京都教育支援機構、新宿区退職校長会への人材紹介依頼：第三次報告書から 			

資料 教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチーム検討経過

教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチームの検討経過及び主な事項

時期	事項	主な内容
令和5年 5月16日	教員の勤務環境の改善・働き方改革PT（令和5年度第1回会議）	○当面の目標の達成状況について報告 ○当面の目標の見直しの必要性について協議
8月21日	教員の勤務環境の改善・働き方改革PT（第2回会議）	○当面の目標の見直し及び新たな目標（案）について提案・検討
11月13日	教員の勤務環境の改善・働き方改革PT（第3回会議）	○勤務時間が週当たり50時間を超える教員の人数・割合についての報告を開始
令和6年 1月31日	教員の勤務環境の改善・働き方改革PT（第4回会議）	○令和6年度からのスクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタントの配置について報告 ○新システム「すぐーる」の導入について報告
5月31日	教員の勤務環境の改善・働き方改革PT（令和6年度第1回会議）	○当面の目標の達成状況について報告 ○令和7年度からの新たな目標の設定について協議し、了承 ○34の施策の検証・評価、第三次報告書の作成に取り組むことを確認
6月17日 ～7月16日	各課における34の施策の見直し	第一次・二次報告書に掲げる34の施策について、これまでの取組を継承し、新規施策も含め更に発展させた18の施策に構成を見直し
9月2日	教員の勤務環境の改善・働き方改革PT（第2回会議）	○新たな目標設定に向けた34の施策の検証・評価について報告し、内容について協議
10月7日	委員協議会	進捗状況報告
12月6日	教員の勤務環境の改善・働き方改革PT（第3回会議）	○第三次報告書素案について検討
令和7年 1月28日	教員の勤務環境の改善・働き方改革PT（第4回会議）	○第三次報告書作成について確認
2月7日	委員協議会	第三次報告書について報告

教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチーム設置要綱

令和元年5月16日 31 新教指職第5389号

(設置)

第1条 教員の職務は、子どもの成長に大きく関わることから、その使命感や誇り、熱意をもって行うべきものであり、各々の自発性創造性に基づく勤務が期待されている。一方、学校が抱える課題は複雑化・多様化し、従来の献身的教員像を前提とした学校業務のあり方では質の高い学校教育を維持発展させることが困難な状況となっている。

区立小・中・特別支援学校及び幼稚園における教員の勤務実態を明らかにすることを目的として教員の勤務実態調査を行ったところ、過労死ラインを大幅に上回る教員の勤務実態が明らかになった。

こうした、教員の長時間勤務の実態を踏まえ、教員の勤務環境の改善及び働き方改革を図り、長時間勤務を解消することにより、もって、子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていくため、教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームの検討事項は、以下に掲げるものとする。

- (1) 教員の勤務環境の改善及び働き方改革の方策に関すること
- (2) 今後の調査等に関すること
- (3) その他教員の勤務環境の改善及び働き方改革に関して、必要と認められる事項に関すること

(構成)

第3条 プロジェクトチームは、以下の者により構成する。

- (1) 教育委員会事務局次長
- (2) 教育調整課長
- (3) 教育指導課長
- (4) 教育支援課長
- (5) 学校運営課長
- (6) 新宿区立小学校長 1人
- (7) 新宿区立中学校長 1人
- (8) 新宿区立幼稚園長 1人
- (9) 新宿区立小学校副校長 1人
- (10) 新宿区立中学校副校長 1人
- (11) 新宿区立幼稚園副園長 1人

(会長及び副会長)

第4条 プロジェクトチームに会長を置き、教育委員会事務局次長を充てる。

- 2 プロジェクトチームに副会長を置き、教育調整課長を充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクトチームの会議は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

(部会の設置)

第6条 会長は、所掌事務における具体的な内容等を検討するため、プロジェクトチームに部会を設けることができる。

(雑則)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、教育委員会事務局教育調整課及び教育指導課において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月16日から施行する。

教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチーム 名簿 (令和6年4月1日時点)

役職等	所 属	氏 名
会長	教育委員会事務局次長	
副会長	教育調整課長	
	教育指導課長	
	教育支援課長	
	学校運営課長	
	西新宿小学校長	
	牛込第一中学校長	
	大久保幼稚園長	
	西新宿小学校副校長	
	牛込第三中学校副校長	
	花園幼稚園副園長	
事務局	教育調整課企画調整係長	
	教育調整課企画調整係	
	教育指導課教職員係長	

